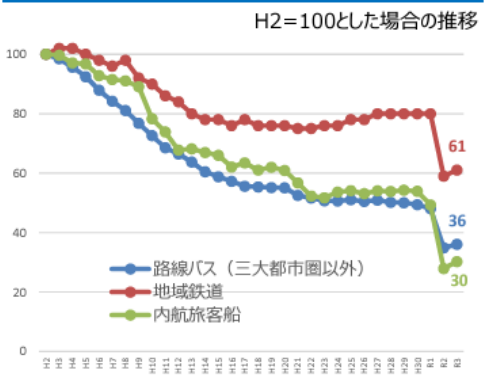


摂津市地域公共交通協議会の設置について

公共交通を取り巻く状況・動向

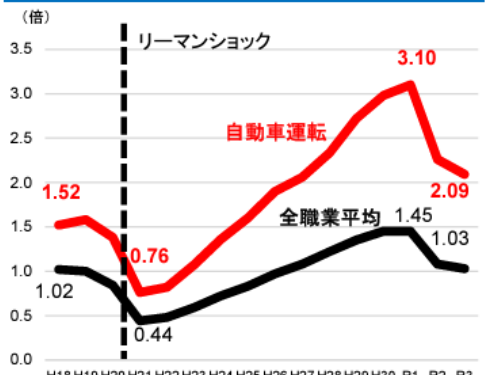
- 人口減少・少子高齢化や感染症拡大等による移動ニーズの変化に伴い、路線バスをはじめとした**公共交通利用者が減少傾向**となっており、**事業者単独での路線維持が困難**になってきている
- 摂津市が主体となって運行する公共施設巡回バス「セッピー号」や市内循環バスは導入から年数が経過しており、**移動の実態やニーズにフィットしていない**部分も出てきている
- 一方で、**地域公共交通計画の作成が努力義務化**されるなど、自治体に求められる役割が強まってきているが、現状、摂津市では公共交通に関する方針等を定めたものがない

路線バス、地域鉄道、内航旅客船の利用者数



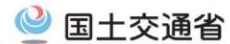
(出典)「自動車輸送統計年報」、「鉄道統計年報」、「船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令」に基づく国土交通省海事局内航課調査より国土交通省作成

自動車運転業の人手不足



(出典)厚生労働省「一般職業紹介状況」より国土交通省作成

地域交通法の概要



地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する**地域公共交通の活性化及び再生**」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定める。(平成19年制定)

地域公共交通計画
 「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする**地域公共交通のマスタープラン**
 ・ **全ての地方公共団体**に対して**作成の努力義務** ※計画作成数：835件（2023年度末時点）
 ・ 地方公共団体が、地域の関係者を構成員として組織する「**法定協議会**」において協議を行い、地域公共交通計画を作成

地域公共交通特定事業

地域の実情に応じた取組の実施を円滑化するため、**地域公共交通計画に盛り込む**ことができる法定事業

- ◇ **軌道運送高度化事業**
LRT (Light Rail Transit) の整備
- ◇ **道路運送高度化事業**
BRT (Bus Rapid Transit) の整備
- ◇ **鉄道事業再構築事業**
鉄道の上下分離等
- ◇ **地域旅客運送サービス継続事業**
公募を通じた廃止予定路線の交通の維持
- ◇ **貨客運送効率化事業**
貨客混載の導入
- ◇ **地域公共交通利便増進事業**
路線、ダイヤ、運賃等の見直しによるサービス改善等



実施計画

- ・ 個々の**特定事業**について、地方公共団体・事業者が**実施計画**を作成
- ・ 実施計画について**国土交通大臣の認定**を受けた場合、**予算上の措置**（地域公共交通確保維持改善事業等）や**法律上のワンストップ特例**（許認可手続の一元化）などの特例措置

公共交通を取り巻く状況・動向

○公共交通の需要減少は、**交通事業者の経営努力だけでは改善が難しく**、「交通DX・GX」や「地域関係者との共創」により、利便性・持続性・生産性を高め、**「地域公共交通のリ・デザイン(再構築)」**していくことが国の方針として掲げられている。

地域公共交通の「リ・デザイン」とは



- ローカル鉄道・路線バスなどの**地域公共交通**は、地域の社会経済活動に不可欠な基盤。人口減少や少子化、マイカー利用の普及やライフスタイルの変化等による長期的な需要減により、**引き続き、多くの事業者が厳しい状況**。加えて、新型コロナの影響により、**一気に10年以上時間が進んだとの見方もあるほど深刻な状況**。
- こうした需要の減少は、交通事業者の経営努力のみでは避けられないものであるため、自動運転やMaaSなどデジタル技術を実装する**「交通DX」**、車両電動化や再エネ地産地消など**「交通GX」**、①**官民共創**、②**交通事業者間共創**、③**他分野共創の「3つの共創」**、すなわち、地域の関係者の**連携と協働**を通じて、**利便性・持続可能性・生産性**を高め、**地域公共交通の「リ・デザイン」(再構築)**を進める。
- これにより、『**デジタル田園都市国家構想**』及びこれを具体化する「地域生活圏の構築」の実現と、社会課題の解決を経済成長のエンジンとする『**新しい資本主義**』の実現を目指す。

交通DX

交通GX

自動運転

地方公共団体が地域づくりの一環として行うバスサービスについて、実証事業を支援



▲茨城県境町の自動運転バスの運行

MaaS

交通事業者等の連携高度化を後押しするデータ連携基盤の具体化・構築・普及を推進



交通のコスト削減・地域のCN化

車両電動化と効率的な運行管理・エネルギーマネジメント等の導入を一体的に推進

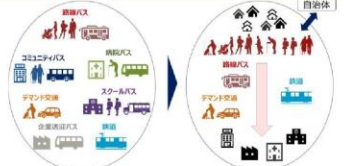


3つの共創

官民の共創

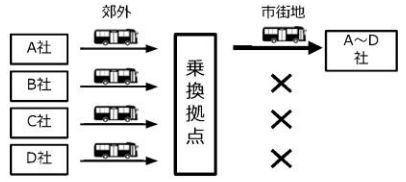
一定のエリアにおいて、地域でサービス水準を決定し、事業者が複数路線を一括して長期間運行

交通手段が重複 ▶ ネットワークの統合 ▶ エリア一括協定運行



交通事業者間の共創

複数の交通事業者が共同経営を行うことにより、垣根を越えたサービスを展開



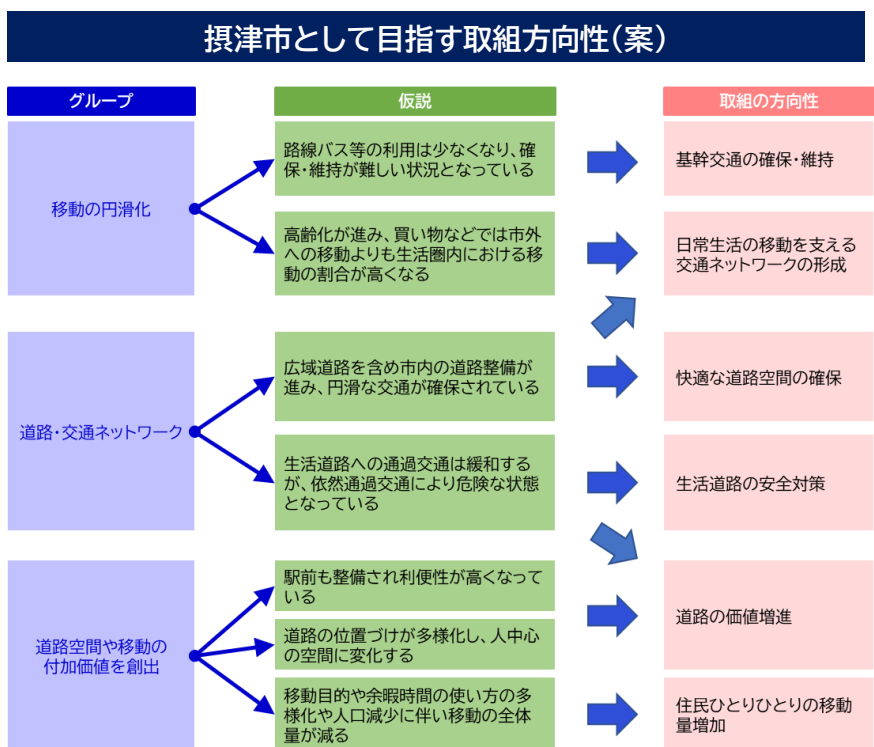
他分野を含めた共創

地域交通と、様々な他分野との垣根を越えた事業連携を実現



摂津市における公共交通の検討状況

- 摂津市では、公共交通を将来世代に渡って持続可能なものとして構築していくことを目標とし、30～50年後の人口減少や高齢化、生活様式の変化、新技術の開発など様々な要因を想定した上で、市として目指すべき公共交通の姿を整理した。
- これらはあくまで市としての思いを整理したものであり、今後、関係者の意見を踏まえながら、摂津市の公共交通に係る多様な主体とともに目指す公共交通の姿へとブラッシュアップを図っていく。



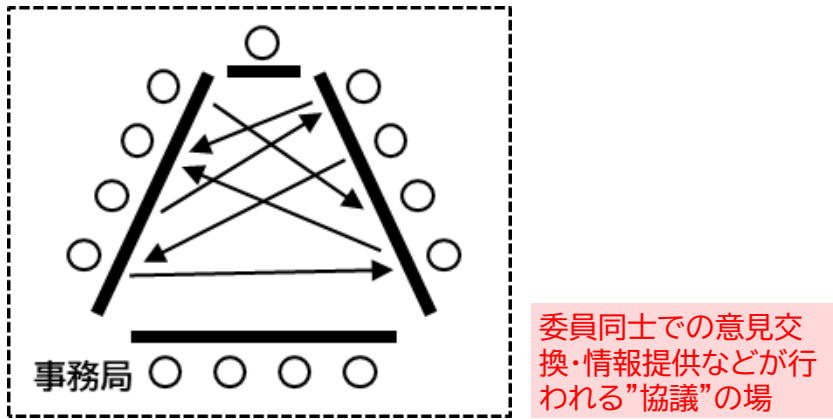
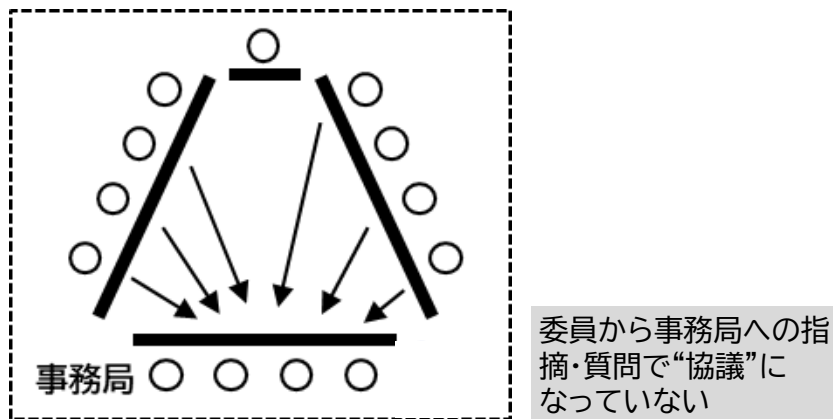
- 検討・とりまとめにあたって -

- ◆ 現状の課題解決だけでなく、30～50年後の将来に想定される状況を踏まえた、市として目指す姿を整理
- ◆ 摂津市の強み、弱みを踏まえるとともに、短期(5年・10年)、中期(20年)、長期(20年)の期間を区切り、取組の方向性と施策方針を整理
- ◆ 当面の短期的な方向性を示す計画として地域公共交通計画を作成し、短期目標、施策、実施体制・役割分担を位置付けていくこととした

協議会設置の目的

- 「**摂津市地域公共交通計画**」を作成するため、交通事業者等の関係者で構成する「**法定協議会(※)**」を設置し、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿やそれを実現するための取組等について協議
- 計画策定に向けて、**委員(プレイヤー)間での意見交換や情報提供**を促し、**連携や共創につながる効果的な取組アイデアや実施体制を協議・検討**する

▼協議会のよくあるパターンと望ましい協議体制



▼協議会の構成員の例

- ### 基本的な構成員
- | | |
|------------------------------|-----------------------------|
| ○ 計画作成市町村
・市町村長
・関係部局長 | ○ 計画内の実施主体
・利用促進策を行うNPO等 |
| ○ 関係公共交通事業者
・公共交通事業者 | ○ 関係公安委員会
・地元警察署 |
| ○ 関係道路管理者
・地方整備局
・都道府県 | ○ 利用者
・利用者代表
○ 学識経験者 |



- ### その他の構成員(連携・共創を行っていくメンバー)
- | | |
|---------------------|------------------|
| ・商業関連(商業施設、商店街連合会等) | ・教育関連(学校等) |
| ・高齢者関連(老人会連合会等) | ・医療関連(病院等) |
| ・子育て関連(子育て支援組織等) | ・福祉関連(福祉施設、NPO等) |
| ・障がい者関連(障がい者支援組織等) | ・観光関連(観光協会等) |
| | ・物流関連(宅配事業者等) |
| | ・金融関連(地方銀行、保険会社) |
| | ・交通従業者関連(運転手代表等) |

出典：国土交通省 地域公共交通計画等の作成と運用の手引き(令和5年10月)

※地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく協議会

本協議会の位置付け

○本協議会は、「**地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第六条)**」に基づく**法定協議会**、及び、**道路運送法に基づく地域公共交通会議の両機能を持つ会議体**として設置

▽ 法定協議会及び地域公共交通会議の概要

	法定協議会	地域公共交通会議
根拠法令等	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)	道路運送法施行規則(第4条の2)
主宰者	地方公共団体(市町村(複数可)又は都道府県)	地方公共団体(市町村(複数可)又は都道府県)
主な協議事項	・地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議	・乗合旅客運送の様態(路線定期・不定期、区域) ・運賃・料金等に関する事項 ・自家用有償旅客運送の必要性、交通事業者による困難性 ・旅客から收受する対価に関する事項 等
対象	多様な交通モード	バス・タクシー(乗合)、自家用有償旅客運送
構成員 (○:必要構成員、■:必要に応じて追加できる構成員)	○地域公共交通計画を作成しようとする地方公共団体 ○関係する公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域公共交通計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ○関係する公安委員会 ○住民、高齢者や障害者を含む地域公共交通の利用者、学識経験者その他の当該地方公共団体が必要と認める者	○地域公共交通会議を主宰する市町村長又は都道府県知事その他の地方公共団体の長 ○一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ○住民又は旅客 ○地方運輸局長 ○一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ○自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、地域公共交通会議を主催する市町村長又は都道府県知事の管轄する区域内において現に自家用有償旅客運送を行っている特定非営利法人等 ■路線を定めて行う一般乗合旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送について協議を行う場合には、道路管理者及び都道府県警察 ■学識経験を有する者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

地域公共交通会議で協議が調っていること
によって受けられる特例

- ①運賃・料金の設定、変更
- ②路線の廃止又は休止の届出時期の短縮
- ③路線不定期運行又は区域運行の実施
- ④乗車定員11人未満の車両の仕様
- ⑤最低車両数基準の緩和
- ⑥他の旅客自動車運送事業との車両の併用
- ⑦車両総重量5トン以下かつ乗車定員23人以下の自動車のバリアフリー適用除外
- ⑧乗合事業の申請時の路線図の添付省略
- ⑨クリームスキミング的運行の弾力的な取扱い
- ⑩行政処分等による事業計画の変更
- ⑪自家用有償旅客運送の実施
- ⑫営業区域外旅客運送の禁止の除外
- ⑬処理機関の短縮
- ⑭新規許可申請者の法令試験の申請前受験
- ⑮公安委員会の意見を聴取することの簡素化
- ⑯乗合事業の新規許可申請時の添付書類の省略
- ⑰乗合事業の新規許可及び路線新設の申請時に通知を受けた場合の協議の実施

本協議会の構成員と主な役割

	本協議会の構成員		主な役割
地方公共団体	摂津市(摂津市長)		<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画の作成主体、公共交通の確保・維持を主導 ・庁内及び関係者間の連携・調整 ・計画推進上、必要となる対策の検討・実施 ・計画において合意された事業の実施
公共交通事業者	鉄道	西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、大阪モノレール(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通サービス提供者の立場からの意見 ・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画において合意された事業の実施、積極的な協力
	バス	阪急バス(株)、近鉄バス(株)、京阪バス(株)	
	タクシー	千里丘タクシー(株)、(株)国際興業大阪	
公共交通事業者の運転者が組織する団体	阪急バス(株) 労働組合		<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の立場からの意見(労働条件・環境等) ・地域公共交通計画作成への積極的な参加
道路管理者 ・公安委員会	道路管理者	大阪府、摂津市	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者及び交通管理者の立場からの意見(円滑な事業実施に向けた交通保安、道路管理に関する指導・助言等) ・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画推進上、必要となる対策の検討・実施
	公安委員会	大阪府公安委員会(大阪府警察 摂津警察署)	
運輸局	国土交通省 近畿運輸局 大阪運輸支局長		<ul style="list-style-type: none"> ・全国の運輸・交通行政に携わる立場からの意見(先進事例の情報提供、地域の公共交通のあり方に関する指導・助言等) ・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画推進上、必要となる対策の検討・実施
公共交通の利用者	公募市民		<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通利用の立場からの意見 ・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・公共交通の利用促進や、住民・地域主体の公共交通の担い手づくりへの積極的な関与
学識経験者	大阪大学大学院 土井健司 教授 大阪大学大学院 青木保親 招聘研究員 大阪工業大学 山口行一 教授		<ul style="list-style-type: none"> ・専門家の立場からの指導・助言 ・協議のコーディネート
その他	大阪府 都市整備部 交通戦略室 交通計画課 摂津市 商工会 摂津市 市長公室 政策推進課(烏飼地区まちづくり担当) 摂津市 保健福祉部 障害福祉課 摂津市 保健福祉部 高齢介護課 摂津市 教育総務部 教育政策課		<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通計画作成への積極的な参加 ・計画において合意された事業への積極的な協力 ・公共交通の利用促進や、住民・地域主体の公共交通の担い手づくりへの積極的な関与

本協議会の実施体制

- 本協議会の下部組織として、行政・交通事業者等の**実務担当者によって構成される分科会を設置**する
- 分科会では、計画作成に向けた具体的な内容調整や、施策実施に向けた具体化・体制などについて協議・検討を行う

<本会>

摂津市地域公共交通協議会

出席者のイメージ：

- ・ 摂津市各部署
- ・ 交通事業者
- ・ 近畿運輸局、大阪府、市民委員等

会議公開形式：公開

- ・ 当日の傍聴可
- ・ 資料・議事録をHP掲載

・分科会の協議結果を踏まえた事務局案に対する意見



<分科会>

摂津市地域公共交通協議会 分科会

出席者のイメージ：

- ・ 交通事業者
- ・ 近畿運輸局 等

会議公開形式：非公開

- ・ 当日の傍聴不可
- ・ 資料等の掲載なし

・計画の具体的な内容検討(方針・施策等)
・施策実施に向けた進め方・体制の検討